

柴田町児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月26日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第15号

柴田町児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則

柴田町児童手当等事務処理規則（平成24年柴田町規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>柴田町児童手当事務処理規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく<u>児童手当</u>の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（父母指定者指定届の処理等）</p> <p>第3条 町長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。</p> <p>（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）</p> <p>第4条 町長は、施行規則第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には<u>認定通知書を、受給資格がないと認めた場合には認定請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>柴田町児童手当等事務処理規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく<u>児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）</u>の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（父母指定者指定届の処理等）</p> <p>第3条 町長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の3（<u>施行規則第15条において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。</p> <p>（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）</p> <p>第4条 町長は、施行規則第1条の4第1項（<u>施行規則第15条において準用する場合を含む。</u>）の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には<u>様式第1号による児童手当・特例給付認定通知書により、受給資格がないもの</u>と</p>

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 町長は、施行規則第1条の4第3項の認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認められた場合には認定通知書(施設等受給資格者用)を、受給資格がないと認められた場合には認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)を、様式第2号を用いて、請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第6条 町長は、施行規則第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認められた場合には額改定通知書を、支給額を改定しないと認められた場合には額改定請求却下通知書を、様式第3号を用いて、請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第7条 町長は、施行規則第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認められた場合には様式第3号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認められた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

認められた場合には同様式による児童手当・特例給付認定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 町長は、施行規則第1条の4第3項の認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認められた場合には様式第2号による児童手当認定通知書(施設等受給資格者用)により、受給資格がないものと認められた場合には同様式による児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)により、請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第6条 町長は、施行規則第2条第1項(施行規則第15条において準用する場合を含む。)の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当等の額を改定すべきと認められた場合には様式第3号による児童手当・特例給付額改定通知書により、児童手当等の額を改定しないものと認められた場合には同様式による児童手当・特例給付額改定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第7条 町長は、施行規則第3条第1項(施行規則第15条において準用する場合を含む。第10条において同じ。)の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認められた場合には様式第3号による児童手当・特例給付額改定通知書により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認められた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第8条 町長は、施行規則第2条第3項の額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書(施設等受給者用)を、支給額を改定しないと認めた場合には額改定請求却下通知書(施設等受給者用)を、様式第4号を用いて、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第9条 町長は、施行規則第3条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第4号を用いて、額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第10条 町長は、施行規則第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出がない場合においても、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、一般受給者の場合は様式第3号を用いて額改定通知書を、施設等受給者の場合は様式第4号を用いて額改定通知書(施設等受給者用)を、当該一般受給者又は施設等受給者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第8条 町長は、施行規則第2条第3項の額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当等の額を改定すべきと認めた場合には様式第4号による児童手当額改定通知書(施設等受給者用)により、児童手当等の額を改定しないものと認めた場合には同様式による児童手当額改定請求却下通知書(施設等受給者用)により、請求者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る額改定届の処理)

第9条 町長は、施行規則第3条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第4号による児童手当額改定通知書(施設等受給者用)により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第10条 町長は、施行規則第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出がない場合であっても、公簿等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。)によって児童手当等の額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、受給者が一般受給者の場合は様式第3号による児童手当・特例給付額改定通知書により、受給者が施設等受給者の場合は様式第4号による児童手当額改定通知書(施設等受給者用)により、

(一般受給者に係る現況届の処理)

第11条 町長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第12条 町長は、施行規則第4条第4項の現況届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって児童手当の認定を取り消し、様式第6号を用いて、支給事由消滅通知

受給者に通知するものとする。

(一般受給者に係る現況届の処理)

第11条 町長は、施行規則第4条第1項(施行規則第15条において準用する場合を含む。)の現況届の提出を受けたとき、又は施行規則第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該届書の記載事項又は公募等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認められた場合には、様式第1号による児童手当・特例給付認定通知書により、届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公募等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書又は公募等による確認をもって当該児童手当等の認定を取り消し、様式第5号による児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、届出者又は受給者に通知すること。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第12条 町長は、施行規則第4条第4項の現況届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該児童手当の認定を取り消し、様式第6号による児童手当支給事由消

書（施設等受給者用）を、当該届出者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第13条 町長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届出者が一般受給者の場合は様式第5号を用いて支給事由消滅通知書を、施設等受給者の場合は様式第6号を用いて支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該届出者に通知するものとする。

2 町長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者の場合は様式第5号を用いて支給事由消滅通知書を、当該受給者が施設等受給者の場合は様式第6号を用いて支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を、当該受給者に通知するものとする。

3 （略）

（未支払請求書の処理）

第14条 町長は、施行規則第9条第1項の未支払児童手当請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当を支給するものと決

減通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第13条 町長は、施行規則第7条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の受給事由消滅届又は施行規則第7条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、届出者が一般受給者の場合は様式第5号による児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、届出者が施設等受給者の場合は様式第6号による児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

2 町長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該児童手当等の認定を取り消し、受給者が一般受給者の場合は様式第5号による児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、受給者が施設等受給者の場合は様式第6号による児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、受給者に通知するものとする。

3 （略）

（未支払請求書の処理）

第14条 町長は、施行規則第9条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の未支払児童手当等請求書又は施行規則第9条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決

定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号を用いて未支払児童手当支給決定通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号を用いて未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給資格者用）を、当該請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号を用いて未支払児童手当請求却下通知書を、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号を用いて未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給資格者用）を、当該請求者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 児童手当の請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期月（法第8条第4項に規定する支払期月をいう。以下同じ。）の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

2 施行規則第12条の9に規定する寄附の申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に請求者等に支給される児童手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等をされる額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、町長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号による未支払児童手当・特例給付支給決定通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号による未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号による未支払児童手当・特例給付請求却下通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号による未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 受給資格者からの法第20条第1項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による寄附の申出は、支払期月（法第8条第4項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。））に規定する支払期月をいう。以下同じ。）の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 施行規則第12条の9第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の寄附の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に受給資格者に支給される児童手当等の額（法第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項（これらの規定を法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。））の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等をされる額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額

3 前項に定める寄附が行われたときは、町長は、様式第9号による児童手当に係る寄附受領証明書を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 施行規則第12条の10に規定する学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この項において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、町長は、様式第10号による学校給食等の徴収（支払）に係る通知書を請求者等に通知する

を、町長が受給資格者に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、町長は、様式第9号による児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書を受給資格者に送付するものとする。

4 受給資格者が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 受給資格者からの法第21条第1項又は第2項の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 施行規則第12条の10第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に支給される児童手当等の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この項において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、受給資格者に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、町長は、様式第10号による児童手当・特例給付学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

ものとする。

- 4 **請求者等**が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき**児童手当**を対象とする。

(**児童手当**からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 町長は、**法第22条**の規定に基づく**児童手当**からの保育料の徴収（以下この条において「特別徴収」という。）をするときには、様式第11号による**保育料特別徴収通知書**を、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 3 特別徴収の額は、各支払期月に支給される**児童手当**の額（**法第20条**の規定に基づく寄附金額又は**法第21条**の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、**児童手当**の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 **児童手当**の支払日は、支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前におい

により、**受給資格者**に通知するものとする。

- 4 **受給資格者**が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき**児童手当等**を対象とする。

(**児童手当等**からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 町長は、**法第22条第1項**の規定に基づく**児童手当等**からの保育料の徴収（以下この条において「特別徴収」という。）をするときには、様式第11号による**保育料特別徴収通知書**により、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、**様式第11号**による保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 3 特別徴収の額は、各支払期月に支給される**児童手当等**の額（**法第20条第1項**の規定に基づく寄附金額又は**法第21条第1項若しくは第2項**の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、**児童手当等**の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 **児童手当等**の支払日は、支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前におい

てその日に最も近い日曜日等でない日とする。

- 2 児童手当の支払は、受給者の請求に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

- 3 町長は、前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、様式第12号の1から様式第12号の4までのいずれかによる児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

(支払の一時差止め等)

第19条 町長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第13号又は様式第14号により、受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 町長は、児童手当の支給についての認定、額の改定、支払の一時差止めその他の

てその日に最も近い日曜日等でない日とする。

- 2 町長は、児童手当等の支払を行う場合には、次により受給者に通知するものとする。

(1) 窓口で行う場合には、様式第12号の1又は様式第12号の2による児童手当・特例給付支払通知書により通知するものとする。

(2) 口座振替で行う場合には、様式第12号の3、様式第12号の4、様式第12号の5又は様式第12号の6による児童手当(・特例給付)支払通知書により通知するものとする。

- 3 児童手当等の支払は、受給者の請求に基づく金融機関の口座へ、町が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、町長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止め等)

第19条 町長は、法第10条(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は法第11条(同項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第13号又は様式第14号による児童手当(・特例給付)支払差止通知書により、受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 町長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時

処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

様式第1号 別記1

様式第3号 別記3

様式第5号 別記5

様式第7号 別記7

様式第9号 別記9

様式第10号 別記11

様式第11号 別記13

様式第12号の1 別記15

様式第12号の3 別記19

様式第12号の4 別記21

様式第13号 別記23

差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しを行ったときは、文書をもって請求者又は受給者に通知するものとする。

様式第1号 別記2

様式第3号 別記4

様式第5号 別記6

様式第7号 別記8

様式第9号 別記10

様式第10号 別記12

様式第11号 別記14

様式第12号の1 別記16

様式第12号の3 別記17

様式第12号の4 別記18

様式第12号の5 別記20

様式第12号の6 別記22

様式第13号 別記24

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の柴田町児童手当事務処理規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則は、令和6年10月以後の月分の児童手当に関する事務処理について適用し、同年9月以前の月分の児童手当等の支給等に関する事務処理については、なお従前の例による。

別記1 (改正後)

様式第1号(第4条関係)

第 年 月 日

様

柴田町長

印

認 定

児童手当

通知書

認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の

とおり認定

しましたので通知します。

理由で請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

認 定 に 関 する 事 項

1	支給対象児童数	(3歳未満) 人
		(3歳以上) 人
		<u>(第3子以降)</u> 人
		計 人
2	手当月額	(3歳未満) 円
		(3歳以上) 円
		<u>(第3子以降)</u> 円
		計 円
3	支給開始年月	年 月から
4	支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項		
却下した理由 ()		
備考		

別記2 (改正前)

様式第1号(第4条、第11条関係)

第 年 月 日 号

様

柴田町長

印

認 定

児童手当・特例給付

通知書

認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、次の

とおり認定

しましたので通知します。

理由で請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上 <u>小学校修了前</u>) 人
	<u>(中学生)</u> 人
	計 人
2 区分	<u>児童手当</u>
	<u>特例給付</u>
3 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上 <u>小学校修了前</u>) 円
	<u>(中学生)</u> 円
	計 円
4 支給開始年月	年 月から
5 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	()
備考	

別記3 (改正後)

様式第3号(第6条、第7条、第10条関係)

第 年 月 日 号

様

柴田町長

印

児童手当

額 改 定

通知書

額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定
職 権 却 下

しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項

1	改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
		(3歳以上) 人
		<u>(第3子以降)</u> 人
		計 人
2	改定後の手当月額	(3歳未満) 円
		(3歳以上) 円
		<u>(第3子以降)</u> 円
		計 円
3	改定年月	年 月から
4	改定(増・減額)の理由 ()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

別記4 (改正前)

様式第3号(第6条、第7条、第10条関係)

第 年 月 日 号

様

柴田町長

印

額 改 定 通知書
児童手当・特例給付

額改定請求却下

児童手当・特例給付の額の改定については 請求、届出 改定
により、次のとおり 職 権 却 下

しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項

1	改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
		(3歳以上 <u>小学校修了前</u>) 人
		<u>(中学生)</u> 人
		計 人
2	<u>区分</u>	<u>児童手当</u>
		<u>特例給付</u>
3	改定後の手当月額	(3歳未満) 円
		(3歳以上 <u>小学校修了前</u>) 円
		<u>(中学生)</u> 円
		計 円
4	改定年月	年 月から
5	改定(増・減額)の理由 ()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

別記5 (改正後)

様式第5号(第11条、第13条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当 支給事由消滅通知書

次のとおり**児童手当**の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

別記6 (改正前)

様式第5号(第11条、第13条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当・特例給付の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

別記7 (改正後)

様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

支給決定 通知書
未支払 児童手当 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定 しましたので通知します。
次のとおり 請求を却下

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

別記 8 (改正前)

様式第 7 号(第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

支給決定
未支払 児童手当・特例給付 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当・特例給付の支給については、

支給することに決定
次のとおり 請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

別記9 (改正後)

様式第9号 (第15条関係)

整理番号

児童手当に係る寄附受領証明書

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名) _____

金 _____ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第22条の2第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

柴田町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

別記10 (改正前)

様式第9号 (第15条関係)

整理番号

児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名) _____

金 _____ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第22条の2第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

柴田町長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

別記 1 1 (改正後)

様式第 1 0 号(第 1 6 条関係)

第 年 月 日 号

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等) 様

柴田町長

印

児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書

第 1 項
児童手当法第 2 2 条の 3 の規定に基づく申出のあった費用について、下記の
第 2 項

とおり、児童手当から徴収する(支払う)ことといたしますので通知します。

記

徴収(支払)の内容

児童の氏名	<u>児童手当</u> から徴収する(支払う)費用	徴収期間	備考

別記 12 (改正前)

様式第 10 号(第 16 条関係)

第 年 月 日 号

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等) 様

柴田町長

印

児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書

児童手当法第 22 条の 3 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記の
第 2 項

とおり、**児童手当・特例給付**から徴収する(支払う)ことといたしますので通知します。

記

徴収(支払)の内容

児童の氏名	児童手当等 から徴収する(支払う)費用	徴収期間	備考

別記 1 3 (改正後)

様式第 1 1 号(第 1 7 条関係)

第 号
年 月 日

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等) 様

柴田町長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 2 2 条の 4 の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1 対象児童

--

2 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 4 月分		
年 6 月分		
年 8 月分		
年 1 0 月分		
年 1 2 月分		
年 2 月分		

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に柴田町長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して 6 か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

別記 1 4 (改正前)

様式第 1 1 号(第 1 7 条関係)

第 年 月 日
号 日

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等) 様

柴田町長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 2 2 条の 4 の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1 対象児童

--

2 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 6 月分		
年 1 0 月分		
年 2 月分		
<u>年 6 月分</u>		

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に柴田町長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して 6 か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

別記 15 (改正後)

様式第 12 号の 1 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当 支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって役場庁舎でお受けとりください。本人が来庁できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、**児童手当**の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、**児童手当**から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が**児童手当**の支払金額となります。

記

1 支払期間

年 月分から 年 月分まで

2 支払金額

円

3 支払日

年 月 日
時から
時まで

別記 16 (改正前)

様式第 12 号の 1 (第 18 条関係)

第 年 月 日
号

様

柴田町長

印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって役場庁舎でお受けとりください。本人が来庁できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

1 支払期間

年 月分から
年 月分まで

2 支払金額

円

3 支払日

年 月 日
時から
時まで

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

(年 10 月定期支払 年 月 日)

支払 の 内 容	支払期間	年	月分から 月分まで
	支払金額	年	円

(年 2 月定期支払 年 月 日)

支払 の 内 容	支払期間	年	月分から 月分まで
	支払金額	年	円

(年 6 月定期支払 年 月 日)

支払 の 内 容	支払期間	年	月分から 月分まで
	支払金額	年	円

別記 18 (改正前)

様式第 12 号の 4 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名

様

柴田町長

印

児童手当 支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

(年10月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

(年2月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

(年6月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		計	円

別記 19 (改正後)

様式第 12 号の 3 (第 18 条関係)

第 年 月 日 号

様

柴田町長

印

児童手当 支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

支払年月日

年 月 日

別記20 (改正前)

様式第12号の5 (第18条関係)

第 年 月 日
号

様

柴田町長

印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第22条の3第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条の4第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

支払年月日

年 月 日

別記21 (改正後)

様式第12号の4 (第18条関係)

第 年 月 日 号

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名 様

柴田町長 印

児童手当 支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 _____ 円

支払年月日 年 月 日

別記22 (改正前)

様式第12号の6 (第18条関係)

第 年 月 日
号

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名 様

柴田町長 印

児童手当 支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 _____ 円

支払年月日 年 月 日

別記23 (改正後)

様式第13号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当 支払差止通知書

次のとおり、児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

別記24 (改正前)

様式第13号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

柴田町長

印

児童手当・特例給付 支払差止通知書

次のとおり、児童手当・特例給付の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に柴田町を被告として(訴訟において柴田町を代表する者は柴田町長となります。)提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで